平成２２年（フ）第２３１号
高知県南国市元町１丁目10番18号
債務者　山下　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３２号
高知県南国市元町１丁目10番18号
債務者　山下洋理子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２２号
北海道小樽市桂岡町21番６号
債務者　小薗　猛志
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４５号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―602号
債務者　川村　正則
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３０号
岩手県釜石市甲子町第16地割３番地９
債務者　佐々木亮子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第６９８号
宮城県多賀城市浮島２丁目28番２号
債務者　武田　榮子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５３号
仙台市若林区蒲町字東46番地の４　14―３Ｂ２Ｌーサンデュエル B106
債務者　石川　靖子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６４号
仙台市宮城野区新田５丁目６番32―205号
債務者　佐藤　義信
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４０号
宮城県岩沼市中央４丁目５番244号
債務者　高橋美恵子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
宮城県石巻市門脇町１丁目６番21号　ベイハウス・イシノマキ101号、前住所宮城県石巻市門脇町２丁目４番16号
債務者　亀井由紀弘
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
秋田県由利本荘市東由利舘合字代山22番地
債務者　畠山　長助
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１５７号
福島市笹谷字稲場22番地の19　レクエルドⅡ―205
債務者　菊地　　恵（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１００号
茨城県水戸市元吉田町1775番地の48　ザ・リージェント101号
債務者　曲山　祐史
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
茨城県つくば市上郷1454番地
債務者　稲葉　琴江
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８１号
茨城県石岡市茨城２丁目22番13号
債務者　徳増　利昭
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８６号
茨城県つくば市金田46番地２　カルム・コリーヌⅡ202号
債務者　水野　達康
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９２号
茨城県土浦市板谷７丁目605番地東山アパート843号
債務者　谷口　道男
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係